

報告書(案)市民討論会の参加者アンケート集計結果

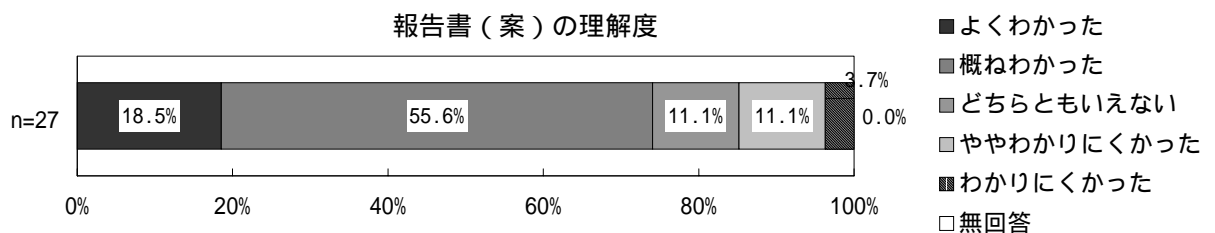
回収結果

回収数 27票

1. 市民討論会の感想など

報告書(案)の理解度について

- ・「概ねわかった」が55.6%で最も多く、「よくわかった」の18.5%とあわせて、74.1%の方がわかったと答えている。
- ・「どちらともいえない」「ややわかりにくかった」は、それぞれ11.1%であり、「わかりにくかった」が3.7%であった。



理由

1) 「よくわかった」理由

・うまくコンパクトにまとめられていました(検討内容の市民による説明は、もう少し抑揚、強弱をつけるとよいのでは)。
 ・自治基本条例は今の時代に必要だ。急いで早く制定すべきだ。
 (・パカパカしいことが・・・よくわかった)

2) 「概ねわかった」理由

・スライドで図解表現がされたため。
 ・よく整理されていたと思う。
 ・ここまでまとめられた委員にご苦労様と言いたい。
 ・時間的制約か、読み上げを聴く忍耐が必要だった。
 ・報告書案の説明より、辻山先生の要旨説明の方で理解が深まった。
 ・具体的な課題について、市民の権利と義務の規定に欠ける。
 ・資料を見る時間が不足した。

3) 「どちらともいえない」理由

・スライドの枚数が多かったのか、メモを取る時間がなかった。画面展開が早かった。

4) 「ややわかりにくかった」理由

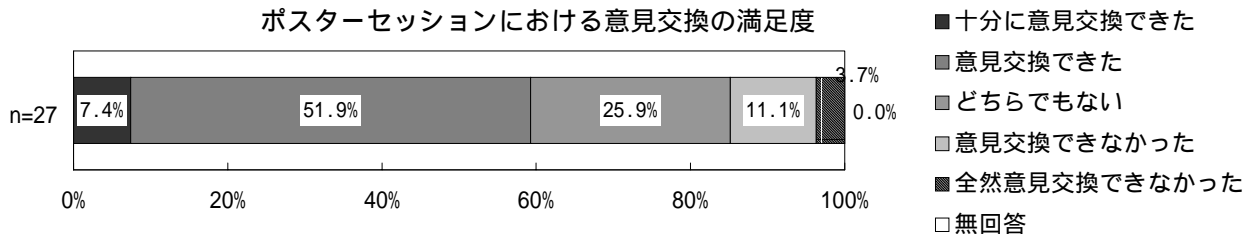
・説明時間が短い。
 ・ほとんど当たり前のことばかり、新しい条例にする意味はどこにあるのか。
 ・ポイントがはっきりしない。だらだらとした感じ。

5) 「わかりにくかった」理由

・発表者は、何度も読んでよく分かっておられるだろうが、時間に追われたせいか、聞いている方が手元の資料と照らし合わせる間もない速度で、いうなれば読み飛ばしておられたように思う。

ポスターセッションにおける意見交換の満足度

- ・「意見交換できた」が51.9%で最も多く、「十分に意見交換できた」の7.4%とあわせて、59.3%の方が意見交換できたと答えている。
- ・「どちらでもない」が25.9%、「意見交換できなかった」が11.1%であり、「全然意見交換できなかった」が3.7%であった。



理由

1) 「十分意見交換できた」理由

- ・自発的な市民委員が自らの意思で意見を述べていたため。
- ・意見交換ができたので。

2) 「意見交換できた」理由

- ・ボードの前で立ち話を聴いたり、話したりできた。
- ・欠落部分について、委員の方々と話し合えた。
- ・委員の方々がとても丁寧に答えてくれた。
- ・セッションの運営方法が良かった。
- ・自治基本条例に対する認識不足もあったので。
- ・少しは意見交換したが、まだわかっていないので意見が出にくかった。
- ・行政の意識改革とやる気です。

3) 「どちらでもない」理由

- ・正確には“意見を出すことはできた。”
- ・ただひたすらポストイットを貼って回りました。
- ・いろいろと話ができた人も居られたが、どうしても話のピントが合わない人も居られた。

4) 「意見交換できなかった」理由

- ・意見交換というより、ポストイットカードでの代弁に置き換えられたので。
- ・委員の方は、何人もの人に対応できる状態でなく、ほとんど1人の人にかかりきり。
- ・考えてください。

5) 「全然意見交換できなかった」理由

- ・荒井委員とは十分に意見交換できたが、第3部では、私の意見開陳中邪魔立てをする不埒な委員出現。自分の考えだけ正しい、人の意見を封殺するバカバチンドンヤ。

2. 報告書（案）に対する意見など

報告書（案）に対する意見

<p>報告書のまとめ方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・辻山先生が最初におっしゃっていた「川崎らしさ」をどうこの条例に盛り込むかが今後の課題であるように思いました。今日出た実効性のある条例にするための意見を活かして、他の自治体との差異がある川崎らしい自治基本条例を策定してください。頑張ってください。 ・長文になりやすいので、語意をまとめるような個条文的な意識で条文を書かれてはどうかと考えます。自分にできないことを云うについては少し無責任とは思いますが、これだけまとめられ、作成委員のご苦労がしのべれます。 ・「条文」だけを読んでわかりやすく、また合意が得られるべきでしょう。例えば、 - 1 - (1) 市民の権利の「包括的な権利」、 - 2 の「議会」、 - 3 - (1) の「市長の設置」等は、条文として違和感を与えないでしょうか。実際に条例づくりにタッチした者（私も）としての思い入れは十分わかりますが。 ・できるだけ簡単に。 ・文章がやさしすぎる。もう少し、言葉をはっきりと言いきった方がよい。 ・芯がない感じである。いろいろな言葉が、定義してあるものも定義されていないものも、たくさんの新しげな言葉が踊っている。 ・「別途定める」項目が多く、具体的ななるほどに市民の意向把握が重要だと思います。これらを継続して設定することが大切だと思います。 ・条例作成に酔わないように客観的対応が必要である。 ・既存のオンブズマン制度等、他の施策との連携の見取り図を示すとより説得力があると思います。 ・条例の意義と具体的な活動・取り組み（地域福祉や環境活動等）を結びつけていくことが大切だと思います。お題目ではなく、具体性を持った条例になっていくことを希望します。 ・実効性を担保できる条例としてほしい（まちづくり 緑破壊）。 ・だいたいポストイットには書きましたので、その整理をしっかりとお願いしたいと思います。1枚1枚は限られたスペースなので、そこに書かれていることにはどのような意味が込められているのか（時間がなかで大変だと思いますが）よく噛み砕いていただきたいと思います。それを前提にいくつか補足していただきたいと思います。
<p>- 2 前文について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市は多摩川と多摩丘陵の恵み」と前文にあり、それは無視できないが、二ヶ領用水など先人の血のにじむ労苦の恩恵も無視できない。解説に少し言及しているようであるが、「先人の恩恵」も取り上げるべき。 ・（文化について）私、地場産、73年者の土人。市域の隅々まで知悉しているつもり。前文に曰く、先人の残してくれた貴重な文化。未だかつて、そげんなもの見た憶えがない。ありもしないものを文言上あるがごとく装い人を欺罔してはならぬ。あるのならば、後学のため、是非とも御教示被下度願上候。
<p>- 4 定義について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「協働」の意味をもっと丁寧に書くこと。
<p>- 1 - (1) 市民の権利について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法の基本原則を再度記述する必要はない。 ・市民への役割・責務において、協働、コラボレイトの考え方や活動から出てくる（派生する）多くのことが、市民自治を確立するためには必要だと思います。 ・「条文」だけを読んでわかりやすく、また合意が得られるべきでしょう。例えば、 - 1 - (1) 市民の権利の「包括的な権利」など
<p>- 1 - (2) 市民の責務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の義務（責務）等、あるべき姿ではあるが、現実とかけ離れていて実効性に不安が残る。 ・個人の心情（思想、良心）に関することは、個々様々であるので、文律化する必要はない（平和等について） ・住民が主人公である宣言であるため、行動基準を主として、各人の内面性を訴える条項は不要と考える。（ニセコ町の基本条例で十分です。） ・市民の責務の中に、前文の「自分たちが住むまちのことは自分たちでやっていく」ということを明示することはできないか。 ・自治の主体、それぞれの役割と責任について、市民の責務で「緑と安全を守る責務」として、青少年に対し、1～2年の団体生活を体験させる義務の条例を求める。例えば、農作業の手伝い、緑の里山の手入れ、災害、消防、防犯、ボーイスカウト的体験、または、海外活動の支援など川崎市として独自に取り組むべき問題は多々あると思います。 ・提案した案件について充分条例に反映させてほしい。市民の権利主張は多いが、義務履行に対する担保が必要（罰則がない）

- 1 - (4) コミュニティについて
・町会、自治会を活性化することを検討すべき。地域に受け皿を作ることは至難である。
- 2 議会について
・「条文」だけを読んでわかりやすく、また合意が得られるべきでしょう。 例えば、- 2の「議会」など
・議会に関連する部分の踏み込みが弱いのではないかと。市民にわかりやすく開かれた議会運営に努めるとか、市民との情報共有を図ることなど、極めて抽象的、常識的な表現にとどまっており、それらがとがなされていない現状の議会をどうするかが今問われているのではないかと。
・二元代表制の縛りの中で、今回は市長提案の条例となるため、議会に対する踏み込んだ内容となっていない。 したがって、多大な困難はあるものの、市民の直接請求による条例の制定であれば、執行機関、議決機関双方に対してバランスの取れた、また、奥深く踏み込んだ内容の条例をつくるのが可能となるのではないかと。
- 3 - (1) 市長その他の執行機関について
・「条文」だけを読んでわかりやすく、また合意が得られるべきでしょう。 例えば、- 3 - (1)の「市長の設置」など
・（「市長を設置します」について）市長を置く置かないは条例の意のまま、如何にものを知らないとはいえ、かかる目に余る思い上がった乱暴狼藉は許容の範囲を超える。日本語の判らない者が精神錯乱状態で発する言語を文書にすることは断じて許せない。川崎の土人なめてはアカン。
・（宣誓について）罰則がないことから訓示規定であろうことがうかがえるが。衆愚に淫するお調子者は唯々諾々と宣誓するであろう。良識のある者は、拒否するか辞退する。結果、頭だけで考えた足腰のない条例は宙に浮く。そのとき、お利口さんぶった条例はどうなる。
- 4 区について
・区の独立性（区長の選任権）確保
・地方分権＝地方主権の考え方は、市民が主権者ということから発する「補完性の原理」であり、それからすれば、地域コミュニティのあり方が最も重要な事項ではないかと考えますが、これに関しての記述はお座なりのように思えます。 市の地域的な構成要素として「区」がありますが、この「区」の構成要素は何か、「区」の役割は「市」の役割とどう違うと考えるのかというようなことには何ら触れられておりません。川崎市の「区」は、人口が約20万人という中核市並みの規模であり、市民主権、地方主権に対してこれらを用い加減にしては、最高規範とは言い難いのではないかと考えます。
・区長及び区会議員の公選制を強く希望します。
・区民会議の構成についての考え方を...。 県議会議員も、市議会議員も、市民であることには変わらないのだから、市民としての参加であれば問題ないとする。この点について、当該議員の方々と十分意見交換していただきたいと思う。
・“区民会議”に関する解説部分については、かなり不満である。“幅広い区民によって検討し意見の集約を行っていく”ことは、現実的には難しいのでは？少なくとも“意見の集約”とはどのようなことを想定しているのか。「設置する」ことを完全に否定するものではないが、解説部分は今後の検討への影響も考慮し、慎重にしてほしい。また、議員をメンバーにすることについては、二元代表制との関係から考えても、市長及び区長の補助機関として区民会議があるとすれば望ましいものではないと思う。
・「区民会議」は別の条例の制定が必要なものではありませんが、この自治基本条例でも充分討議して書く必要があります。
- 2 - (2) 審議会等への参加について
・「公募」に関する部分(p.19)について、「公募」を原則とする利点を明示してもらいたい。それとも町会、自治会等からの推薦は「市民委員」とは別枠なのか？まだまだ“自分たちが市民の代表的存在だ”と思っている町会関係者もいると思われるため、それを断ち切るならばそれなりの説明がほしい。
- 2 - (3) パブリック・コメント制度について
・現状の事業に対してもパブリックコメントを適用できるような条例としてほしい。
- 2 - (5) 住民投票制度について
・住民投票については、市長、議会、住民の各陣営の応援団に使われないように注意しておくべきだ。また、その防止を今から考えて自治基本条例に記述しておくべきだ。
・「住民投票制度」は別の条例の制定が必要なものではありませんが、この自治基本条例でも充分討議して書く必要があります。
国や他の自治体との関係について
・地域住民にとっては、自治は当然のテーマであり、そのために家族を守るために努力しているのです。このことの大きな要因は、環境に関連するものであり、市だけでは不十分、隣接する都市や県の行政との関わりも重要である。
・（国と対等について）市の借金で一番利息の高いのが国。現行法制を全面的に拒否し、国と対等にわたり合って利率を下げる方策を持ち合わせているとでもいうのか。

(仮称)川崎市自治推進委員会について
・(仮称)川崎自治推進委員会の設置項目は、条例成立後の進行管理として非常によい条項だと思う。この条例を店ざらしとしないためにも、工夫したしくみと機能を発揮されることを祈ります。
その他
・この内容では川崎市の将来像は見えてこない。
・教育の基本理念と市民の教育権への巻き返し。
・問題が起こったときや公益に役立つ活動をしようとするときなど、大切な活動や行動の実際的な下支えができるような“何か”が案の中に盛り込んでいるのかどうか...?
・よくできております。
・委員のご苦労を多とします。
・家に帰ってじっくり読む。
・条例制定に伴う川崎市議会等の選挙戦の争点になるのでしょうか。構えて選択したいと思います。市民への徹底周知にも必要です。
・市民委員に応募する者の特性がある。自意識過剰で私は優れ者を自認し、にわかに、その問題に関心があるように装い、人の前に出てお節介をすることで日常から逃れたい口先だけの無教養が多い。 二セ者とホンマ者をふるいに掛ける選考不全のため、玉石混交の委員会が成立した。彼らの頭の中にはただひたすら条例をつくることしかない。 一歩退いて条例とは何か、すなわち法体系の奈辺に位置するのかわきまえない者が多い。 先だって市会議員と語る会あり、奇想天外な発言に余輩愕然。若き女市議の曰く、「市の条例に法律と同じ力を持たせなければダメだ」と真顔で言っているのける大胆不敵に末世を感じた。 学識者委員は、半丁前なのに一丁前以上だと確信している。この手の有象無象をよく諭し委員会としての共通認識を得た上でスタートさせるべき責務を負っているにもかかわらず、これを懈怠、いや、むしろ逆に学識者自身が正犯でもあるようだ。これでは、学者失格。委員会はトチ狂った学者の遊び場ではない。何のための学識者委員なのかとんとわからない。 東京・横浜のハザマにある川崎。二大都市に取り囲まれた日常の反乱、川崎は統治機構である国の一地方政府であり、国の手足であることの故なき反発から、この報告書(案)はできあがっている。 たかが条例なのに、激しい思い入れから、そんなことは忘却の彼方。あたかも国家を取ったように厚かましくも地方政府の分限以上の力を誇示し国家をも歴然と仕切る尊大なものとなっている。蒙古斑の消えない幼児が舞い上がりはしゃいでいる図でしかない。 前文に先人の残してくれた貴重な歴史とある。気候は全国的にみて標準、雲悠悠、水滔々、温暖の地。 当然、ハシャガナイのが川崎の歴史。 思いつきのハシタナイ浅知恵、支離滅裂な条例で川崎の歴史を穢してはならぬ。 市の財政は火の車。万人の予想を超える莫大な利息が、昨日も今日も明日もナイヤガラ瀑布のように流出していることを知らずに、三高願望を抱き、行かず後家の途を選ぶ夢多き乙女さながらの報告書(案)にボクチャン笑っちゃいます。 これには、川崎市行政に特有のサキガケ病が大いに寄与している。成り上がり者川崎市の行政には、他の指定都市に負けじと他市にサキガケて新聞種になることを至上命題とする見憎い道楽がある。市長に、いつ報告書を提出し、議会にいつ提案するというスケジュールを立てて前に出たがる重病は救いようがない。他都市の様子をみて、やるか、やらないか決めるといふ落ち着き、哲学が内のは子供じみて、さもしい限りである。

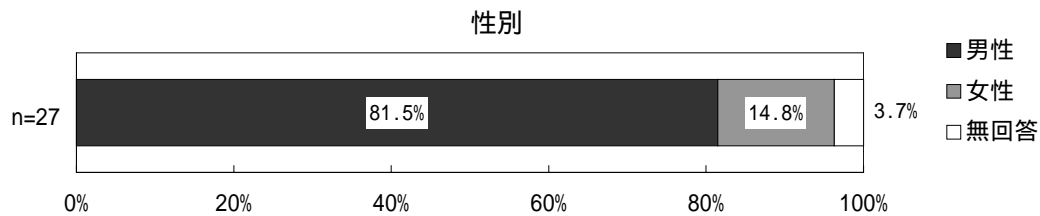
自治基本条例に対するその他の意見など

自治基本条例の是非について
<ul style="list-style-type: none"> ・今回のテーマ（自治基本条例）は、初めから決められていたのか。ある意味で、住民と行政等が最初から取り組む問題であり、条例化する問題ではない。 ・何が何でも最高規範がなければならぬと考えるのはおかしい。現に憲法を持たない大国が地球上に存在しているではないか。
自治基本条例の検討スケジュールについて
<ul style="list-style-type: none"> ・昨年の10月から、ごく基礎的なことから積み上げてここまでこられたことに敬意を表します。小生自身も、外からではありますが、いろいろと勉強させていただきました。しかし、今のままではどのような条文にしても、もうひとつビリッとしたものにはほど遠いと思います。 川崎市の自治基本条例は今年中に作り上げる必要はあるのでしょうか。今までの報告書を土台にして、もう半年間、市民での検討を継続し、さらに条文化されたものに対する市民の検討を4ヶ月程度追加、すなわち1年間延長してはどうでしょうか。 他の都市との競争などは市民にとって意味はありません。この川崎がどんなまちになるうとしているのかを知って、そのために多くの市民が力を合わせるようになることの方が、ずっとずっと重要なことだと思います。
自治基本条例のPR等について
<ul style="list-style-type: none"> ・市民が広く広報し、多くの方の理解が得られることが必要です。 ・川崎市外の者として、これで2回の集会に参加させてもらいましたが、大和市でつくってきた経験をもとに自戒を含めての意見を述べます。条例づくりに関わってこられた方々の熱意はよく伝わってきました。しかし、一番の問題は、広く一般市民に関心をもってもらい、理解を得ることであると考えます。ややもすると、条例づくりに携わってきた人の熱意が高いだけに、一般市民との認識、理解にギャップが出るおそれがあると考えます。これを埋める工夫が必要ではないでしょうか。 ・自治基本条例がまとまった段階で、実際にエイズ問題で闘ってきた団体、拉致問題に取り組んできた人たち、平和問題に取り組んでいる人たち等、実際に具体的な運動をしている人たちに意見を求めることが大切ではないでしょうか。切実に生きてきている人たちの言葉には“力”があります。条例にその“力”を入れていただきたいと思います。 ・基本条例の文案（趣旨）には納得するが、この理念、精神をどうやって実効性のあるものにするのか（それも市民の責任である）と考えると、条例の趣旨徹底、PR（小学校の教育にも織り込む）などにより強い市民の意思をもらう以外に担保できないのではないかと。 ・辻山先生の指摘にあるとおり、市長に提出して終わりではなく、制定まで、また、制定後と長い目で取り組んでほしいと思います。 ・できあがってからも説明会を継続し、関わる人すべてで大事にすべきだと思います（根付かせることが重要）。また、説明会は、地域を見直すきっかけとなるように、あらゆる単位（町内会、学校、事業所…）で、あらゆる世代に情報弱者が生み出されないような手段で行われることが必要です。そこに、自分との関わりを見出すことが、すべてのきっかけとなるのでは。職員への浸透があまりにもないことも不安です。市民、検討委員の方々の熱意を職員が実感することで改善されることも多いのではないかと思います（最高規範なのですから…）。条例が、市民、職員一人ひとりの問題解決力が育成されるような存在になればと望みます。
その他の意見
<ul style="list-style-type: none"> ・現在並行的に進められている「総合計画」と、「自治基本条例」とはどのような関係になるのでしょうか。「自治基本条例」が最高規範であるならば、総合計画は基本条例の理念なり将来像を踏まえる必要があるはずですが、基本条例とはその程度のものなのでしょうか。 ・現在の市政が、議会と市長の行政主導で動いていたのに対して、市民と行政の協働で行うという条例は、市民に理解を求めるPRと責任の自覚の醸成に時間が必要と思われ、総花的な基本条例のように思われる。総体的には大変良く書けていると思います。 ・この条例により行政処理能力はあるのでしょうか。外国の例では、社会人は現役後半（退職間近）から、行政の支援活動の訓練に入るようです。退職後は、可能な限り、社会奉仕活動（行政の一員として）が行えるよう準備します。法規に頼るわけではありませんが、無理なく参加できる制度を確立してください。 ・自治基本条例には期待している。しかし、実効力がないのでは困る。国から離れ、地方自治の力が強くなってくれるように、条例後の動きに注目したい。
提案1
<p>委員会は、頭数ではない。人の問題である。3人寄せれば文珠の知恵。普段もの言わぬ良識を備えた移民3。加えて良識ある学識者3。3日3晩考えれば、条例の要・不要自明。アイ・ギャランティ。</p>
提案2
<p>自治基本条例の前に「市長室」の表示をし、開かずの扉を開けることでも考えた方が気が利いている。</p>
要望
<p>当日、私がした発言、このアンケートに認めた事柄で報告書に採用されないものについて、個別・反対意見として報告書に搭載されんことを。</p>
提案3
<p>総合企画局がやらなければならない最も緊急な課題は、ナイヤガラ瀑布的利息の流出を止める作業である。答えは判っている、財政局主管というに決まっている。財政の中には判らないことを総合企画局がやらなければ100年経っても利息の流出は止まらない。</p>

3. 回答者の属性

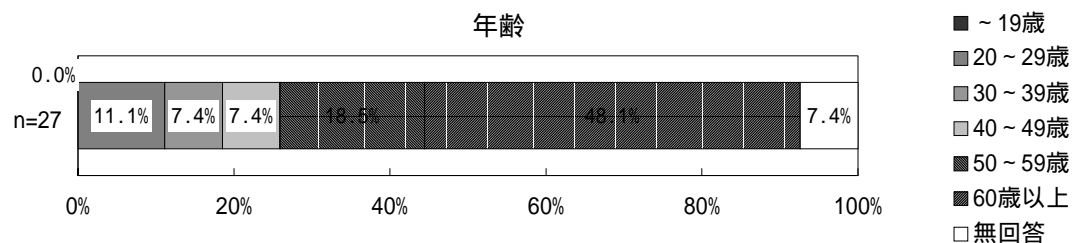
性別

・「男性」が81.5%、「女性」が14.8%となっている。



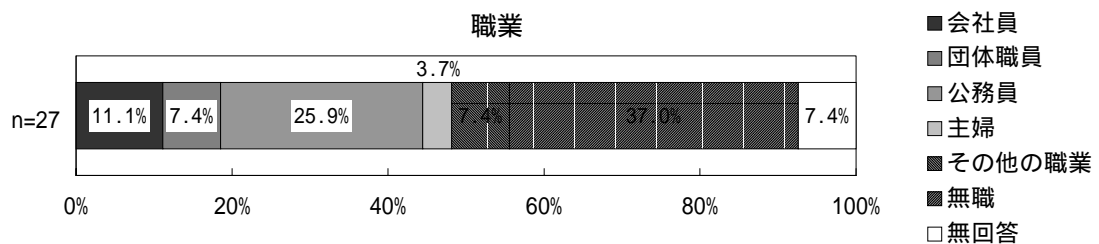
年齢

・「20代」が11.1%、「30代」が7.4%、「40代」が7.4%、「50代」が18.5%、「60歳以上」が48.1%となっている。



職業

・「無職」が37.0%、「公務員」が25.9%、「会社員」が11.1%、「団体職員」「その他の職業」がそれぞれ7.4%、「主婦」が3.7%となっている。



居住地

・「川崎市内」が59.2%、「川崎市外」が37.0%となっている。
 ・川崎市内の区別の内訳をみると、「宮前区」が18.5%、「麻生区」が14.8%、「幸区」「中原区」「高津区」が7.4%、「多摩区」が3.7%となっている（総数に占める割合）。

